

令和3年第1回臨時会

津別町議会会議録

令和3年第1回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和3年2月24日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和3年3月1日 午前10時00分

閉会日時 令和3年3月1日 午後0時6分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	小泉 政敏	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
産業振興課長	小泉 政敏	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
			(事務局長挨拶)	
			(臨時議長挨拶)	
1			仮議席指定	
2			会議録署名議員の指名	仮議席 2番 村田政義 仮議席 3番 鹿中順一
			(町長挨拶)	
3	選挙	1	議長の選挙について	
			(議長挨拶)	
4			会期の決定	自 3月 1日 1日間 至 3月 1日
5			諸般の報告	
6	選挙	2	副議長の選挙について	
			(副議長挨拶)	
7			議席の指定	

日程	区分	番号	件名	顛末
8	選任	1	常任委員の選任について	
9	〃	2	議会運営委員の選任について	
10	選挙	3	美幌・津別広域事務組合議会議員の選挙について	
11	同意	1	津別町監査委員の選任について	
12	承認	1	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度津別町一般会計補正予算（第10号）について）	
13	報告	1	専決処分の報告について（損害倍書の額を定めることについて）	
14	〃	2	専決処分の報告について（マンホールポンプ所改築更新工事請負変更契約の締結について）	
追加日程1	発議	1	閉会中の継続審査（調査）について（各常任委員会）	
追加日程2	〃	2	閉会中の継続審査（調査）について（議会運営委員会）	

(午前 10 時 00 分)

○事務局長（松木幸次君） おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員の中で山内彬議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

山内議員、議長席のほうにお着き願います。

(山内議員～議長席に着席)

○臨時議長（山内 彬君） ただいま紹介いただきました山内でございます。

地方自治法 107 条の規定によりまして、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行うこととなりましたので、議員各位のご協力をお願いし、議事が円滑に運ばれますよう、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は、全員であります。

#### ◎開会宣言

○臨時議長（山内 彬君） これより令和 3 年第 1 回津別町議会臨時会を開会いたします。

#### ◎会議宣告

○臨時議長（山内 彬君） これから本日の会議を開きます。

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（山内 彬君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

#### ◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（山内 彬君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、臨時議長において

仮議席 2 番 村 田 政 義 君      仮議席 3 番 鹿 中 順 一 君  
の両名につきまして指名いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、町長から議員各位にごあいさつを申し上げたいとの申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） おはようございます。

このたびの町議会議員選挙において、激戦を勝ち抜かれ当選を果たされました議員各位に対しまして一言お祝いを申し上げます。

また、こうしたお祝いと、お願ひのごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことに感謝を申し上げる次第であります。

さて、議会は首長と対等の機関として地方自治体の基本的な運営方針を議決、決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提案をなされることが二元代表制の本来のあり方であると言われております。

また今日、議会は議員の質問と首長の応答の場に化しているとも言われているところですが、議員間におかれましてもさまざまに自由討議が行われることにより、町政執行のメリット・デメリットが明確になり、合意形成に確信が持てるようになるものと考えます。

そうした議員と首長、議員と議員とのやり取りによって、町民の皆さまにとって、より暮らしやすい地域づくりにつながるものと考えるところであります。

今、コロナ禍の中にあつて、津別町は 100 年に 1 度と言っても過言ではない極めて大きな事業に取り組んでいるところです。その第 1 弾として、間もなく複合庁舎が完成し、5 月連休明けには供用を開始する予定としています。

人との接触をできるだけ避けたテレワークが推奨される時代となり、今日、オンライン会議がかなり普及してきているところですが、行政の仕事は福祉サービスなど対人接触を必要とする仕事が多くあります。

去る 2 月 17 日より、国内においてワクチン接種が開始されましたが、これに気を緩めることなく行政を推進していくことが重要であると考えているところであります。

ウィズコロナの時代とは、まだウイルスの脅威が存在する時代であり、アフターコロナの時代とは、ほぼウイルスの脅威が解決した時代を言います。この時代、時代により、おのずと町民の方たちの生活様式も変化しますが、今後ビフォーコロナの時代を思い出しながらも新しい地域社会の仕組みづくりについて議員各位とともに議論を重ねてまいりたいと考えているところであります。

なお、昨年12月定例議会以降の行政報告と令和3年度の町政執行方針につきましては、今月10日から開催されます定例議会において述べさせていただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

結びに、議員各位におかれましては、町政発展のためご健勝で、なお一層のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げましてお祝いの言葉とさせていただきます。

大変おめでとうございます。

○臨時議長（山内 彬君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時 8分

○臨時議長（山内 彬君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（山内 彬君） 日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票・指名推選のいずれの方法がよろしいか意見を求めます。

村田政義君。

○仮議席2番（村田政義君） 議長の選出については、臨時議長の指名により進めていただくことをお願いいたします。

○臨時議長（山内 彬君） ただいま村田政義君から、選挙の方法については指名推選によられたいとの意見が出されました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にした



いと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(山内 彬君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は臨時議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(山内 彬君) 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長において指名することと決定いたしました。

議長に鹿中順一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名した鹿中順一君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(山内 彬君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました鹿中順一君が議長に当選されました。

ただいま当選されました鹿中順一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選されました鹿中順一君が発言を求めておられますので、これを許します。

鹿中順一君登壇願います。

○議長(鹿中順一君) [登壇] ただいま皆さまの選挙によりまして、議長に当選いたしました鹿中でございます。

高い所からではありますが一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私、浅学非才の身ではありますが、津別町議会が町民の皆さまからの付託に応じていくことができますよう、また、町長をはじめとする行政の執行機関の皆さまと議論を重ね、町政推進のため議決機関としての機能を十分に発揮し、責任を果たしていく

ことができますよう、皆さまのますますのご支援、ご協力をいただきまして議長の職責を果たしたいと思えます。

何とぞ今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではありますが議長就任のあいさつとします。

ありがとうございます。

○臨時議長（山内 彬君） 以上をもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

議員各位のご協力に対し厚くお礼を申し上げます。

誠にありがとうございました。

鹿中順一議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 14 分

再開 午前 10 時 14 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会議は本日 1 日間にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に移動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

なお、本日の臨時会は一般選挙後の初議会でありますので、議事運営の都合上、幾度となく休憩を挟み進めてまいりますので、ご了承願います。

また、本日は道東テレビの取材によるカメラ撮影の許可をしておりますので、ご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎選挙第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票・指名推選、いずれの方法がよろしいかご意見を求めます。

村田政義君。

○仮議席 2 番（村田政義君） 副議長の選挙につきましては、投票により行うことを提案いたします。

○議長（鹿中順一君） ただいま村田政義君から選挙の方法については投票によられ

たいとの意見が出されましたので、副議長の選挙の方法は投票にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(鹿中順一君) ただいまの出席議員数は10人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

仮議席4番、篠原 眞稚子さん 仮議席5番、巴 光 政君

を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(鹿中順一君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(鹿中順一君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、この選挙は地方自治法第118条の規定により、公職選挙法が準用されます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、議長席に向かって左側から登壇して時計回りに順番に投票願います。

○事務局長(松木幸次君) それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

議席番号1番、山内彬議員。2番、村田政義議員。4番、篠原眞稚子議員。5番、巴光政議員。6番、佐藤久哉議員。7番、山田英孝議員。8番、高橋剛議員。9番、渡邊直樹議員。10番、小林教行議員。鹿中議長。

○議長（鹿中順一君） 投票もれはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまより開票を行います。

4番、篠原眞稚子さん、5番、巴光政君は開票の立ち会いをお願いいたします。

（立会人の立ち合い）

（議長の点検）

○議長（鹿中順一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票10票、無効投票0票。有効投票のうち山内彬君6票、佐藤久哉君4票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第3号の規定が準用されますが、その数が3票であります。

したがって、山内彬君が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場開放）

○議長（鹿中順一君） ただいま副議長に当選されました山内彬君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました山内彬君から発言を求められておりますので、これを許します。

山内彬君。

○副議長（山内 彬君） 〔登壇〕 ただいま、副議長を私にとということで、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

議員の皆さん並びに町理事者の皆さまとともに、住みよいまちづくりに向けて、鹿

中議長を支えながら今後4年間を頑張っていきたいと思っているところであります。まだまだ経験不足のところもありまして、何かと皆さま、理事者の方々にご迷惑をかける場合もございますが、私自身も日々研鑽をしながら町のために努力をしまいたいと思っておりますので、ご支援、ご協力のほどお願い申し上げまして簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時33分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議席の指定

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

議員の氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長（松木幸次君） 議席の指定について発表いたします。

議席番号1番、篠原真稚子議員。2番、渡邊直樹議員。3番、小林教行議員。4番、村田政義議員。5番、山田英孝議員。6番、巴光政議員。7番、佐藤久哉議員。8番、高橋剛議員。9番、山内彬議員。10番、鹿中順一議員。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） ただいま朗読しましたとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席に着席願います。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時59分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎選任 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、選任第 1 号 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名したいと思いますが、指名しようとする所属常任委員会名と議員の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（松木幸次君） 議長にかわりまして指名しようとする常任委員会ごとの議員の氏名を朗読いたします。

総務文教常任委員会に村田政義議員、巴光政議員、佐藤久哉議員、高橋剛議員、山内彬議員。

産業福祉常任委員会に篠原眞稚子議員、渡邊直樹議員、小林教行議員、山田英孝議員、鹿中順一議員。

議会広報常任委員会に渡邊直樹議員、小林教行議員、山田英孝議員、巴光政議員、高橋剛議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（鹿中順一君） ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決

定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 2 分

再開 午前 11 時 27 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（松木幸次君） 休憩中に各常任委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、次のとおり決定された旨報告がありましたので、ご報告申し上げます。

総務文教常任委員会委員長、佐藤久哉議員。副委員長、高橋剛議員。

産業福祉常任委員会委員長、渡邊直樹議員。副委員長、山田英孝議員。

議会広報常任委員会委員長、高橋剛議員。副委員長、山田英孝議員。

以上で報告を終わります。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 29 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎選任第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、選任第 2 号 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により議長において指名したいと思いますが、指名しようとする議員の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（松木幸次君） 議長にかわりまして、指名しようとする議会運営委員の



議員の氏名を朗読いたします。

議会運営委員に村田政義議員、高橋剛議員、小林教行議員、山田英孝議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（鹿中順一君） ただいま事務局長の朗読のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 43 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（松木幸次君） 休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、次のとおり決定された旨報告がありましたので報告いたします。

委員長、村田政義議員。副委員長、小林教行議員。

以上で報告を終わります。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 43 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎選挙第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、選挙第3号 美幌・津別広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

美幌・津別広域事務組合議会議員に渡邊直樹議員、小林教行議員、村田政義議員、巴光政議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名の諸君を美幌・津別広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の諸君が美幌・津別広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 47 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎同意第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、同意第 1 号 津別町監査委員の選任についてを議題とします。

篠原眞稚子議員は、地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（篠原議員退場）

○議長（鹿中順一君） 提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました同意第 1 号につきまして、ご説明を申し上げます。

議会より選出の津別町監査委員、篠原眞稚子氏は令和 3 年 2 月 28 日をもって任期満了となりますので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によりまして、篠原眞稚子議員を引き続き監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

篠原眞稚子議員の入場を求めます。

(篠原議員入場)

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度津別町一般会計補正予算（第10号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（森井研児君） ただいま上程となりました、承認第1号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等に係る補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。

具体的な補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制整備を進めるための事業の追加と、マスク備蓄が十分に進んだことから、備蓄用に組んでいた予算を抗菌・抗ウイルス機能繊維加工技術を用いた布マスクを作成・購入し、町民の皆さまに配布する予算へ組み替えさせていただくものとなっております。

2月8日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものになります。

補正予算の条文をご覧ください。第1条第1項において歳入歳出予算にそれぞれ3,415万円を追加し、補正後の予算総額を104億3,808万5,000円とするものです。

第2項及び第2条につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので5ページから6ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の社会福祉管理経費は、消防費で組ませていただいていた備蓄用マスク経費等について備蓄が十分に進んだことから、

抗菌・抗ウイルス機能繊維加工技術を用いた布マスクを作成・購入し、町民の皆さまに配布する予算に組み替えさせていただくもので 390 万円の増額になります。本事業は、新型コロナウイルス対策臨時交付金対象事業となっております。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、主な内容としましてはワクチン接種に係る予約事務等の人員配置に要する経費、住民周知、接種会場等に要する経費、ワクチン接種に係る業務委託費、関連するシステム整備費など総額 3,415 万円となっております。

なお、ワクチンそのものや冷凍庫の費用、輸送運搬等の経費は国において負担されることとなっております。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国からの情報が不十分な面もあり、情報を整理した上で 3 月 4 日、5 日に開催される予定となっております両常任委員会において担当課から接種計画について詳しく説明させていただくこととしております。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 2 災害対策費の防災対策経費は、先ほどご説明しました備蓄用マスク経費等として計上していたものを社会福祉管理経費に組み替えるため 390 万円を減額させていただくものになります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明させていただきますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 2 衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、ワクチン接種に係る予防接種委託料の該当費用分で 1,661 万 5,000 円の増額です。項 2 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、その他経費分で 1,753 万 5,000 円の増額になります。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま事項別明細書でご説明いたしました内容を第 1 表のとおり款、項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第 2 条は繰越明許費補正になりまして、1 枚めぐりまして第 2 表のとおり新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、該当分の 2,842 万 2,000 円について

事業の繰り越しをするものになっております。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国からの情報が不足していることもあり、今後の推移状況等によりましては別途予算を組ませていただくこともあろうかと考えておりますのでご承知おき願います。

以上、承認第1号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 確認の意味でちょっとお伺いしたいのですが、今の説明の中で、3月4日、5日に具体的な取り組みについては提案し、その中で議論をするということを言われたのですが、ちょっと確認の意味でお願いしたいのですが、実は2月26日に、各自治会長・副会長のほうに接種の今後の進め方について連絡を受けています。そういったことも含めて3月4日、5日の中で具体的に提案し共有していくというこの理解でよろしいでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） これから接種券含めての封筒が届くこととなりますので、そういう文章が来たら自治会のご協力をいただきたいというご説明をしておりますけれども、それも含めての説明を3月4日、5日のところでさせていただきたいと思っております。

（「わかりました」という声あり）

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時58分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

町長から地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、報告第2号 専決処分の報告について（マンホールポンプ所改築更新工事請負変更契約の締結について）を議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午後0時1分

再開 午後0時3分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。本件についてはご了承願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 0 時 5 分

再開 午後 0 時 6 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

先ほど各常任委員会委員長より、議会の閉会中の継続審査（調査）について、津別町議会会議規則第 75 条の規定により申し出がありました。

ご承知のとおり、議会の決議なくして議会閉会中は委員会活動ができないこととなっております。

申し出の理由としまして、総務文教常任委員会の事件名は条例の整備及び教育施設の維持管理について、産業福祉常任委員会の事件名は、産業の振興及び福祉施設の維持管理について、議会広報常任委員会の事件名は、議会の広報に関する事項についてであります。

お諮りします。

各常任委員会の閉会中の継続審査（調査）についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号を追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

#### ◎発議第 1 号

○議長（鹿中順一君） 追加日程第 1、発議第 1 号 閉会中の継続審査（調査）についてを議題とします。



お諮りします。

本件については、各常任委員会委員長からの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長より議会の閉会中の継続審査(調査)について津別町議会会議規則第75条の規定により申し出があり、その理由としましては議会運営に関する事項、議会の会議規則委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項であります。

お諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査(調査)についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、発議2号を追加日程第2として議題とすることに決定しました。

#### ◎発議第2号

○議長(鹿中順一君) 追加日程第2、発議第2号 閉会中の継続審査(調査)についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了しました。  
これで令和3年第1回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。  
ご苦労さまでした。

（午後 0時 6分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員